

資料

洞爺湖町議会平成29年7月会議  
議案説明資料

洞爺湖町営バス運行条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第9条～第12条（略）</p> <p>（町による管理）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>2 前項の場合における第6条第3項及び第10条の規定は、次の表の左</p>	<p><u>（運賃の割引）</u></p> <p>第9条 町長は、次の各号に掲げる者の運賃については、第7条に規定する運賃の額に、当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を割り引いた額とする。</p> <p>(1) 小学生 50%</p> <p>(2) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者及びその者の介護人 50%</u></p> <p>(3) <u>療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定により、療育手帳の交付を受けている者及びその者の介護人 50%</u></p> <p>第10条～第13条 （略）</p> <p>（町による管理）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>2 前項の場合における第6条第3項及び第11条の規定は、次の表の左</p>

欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条第3項	指定管理者は、特に必要があると認めるときは町長の承認を受けて	町長は特に必要があると認めるときは
第10条	指定管理者	町長

第14条及び第15条 (略)

別表第2 (第7条関係)

利用者の区分	乗車1回当たりの運賃
1 一般 (中学生以上。ただし、第3項から第5項までに規定する者を除く。)	160円
2 小学生	80円
3 洞爺湖町高齢者入浴助成事業に関する条例施行規則 (平成18年洞爺湖町規則第63号) 第4条第1項の規定により発行する洞爺湖町高齢者福祉証を提示する者	100円
4 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第28	80円

欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条第3項	指定管理者は、特に必要があると認めるときは町長の承認を受けて	町長は特に必要があると認めるときは
第11条	指定管理者	町長

第15条及び第16条 (略)

別表第2 (第7条関係)

運賃の額	乗車1回につき160円
------	-------------

<u>3号) 第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者及びその者の介護人</u>		
<u>5 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)の規定により、療育手帳の交付を受けている者及びその者の介護人</u>	<u>80円</u>	